

○函館工業高等専門学校外国人留学生規程

平成元年12月18日

函高専達第1号

函館工業高等専門学校外国人留学生規程

(目的)

第1条 この規程は、函館工業高等専門学校学則(昭和37年4月1日制定。以下「学則」という。)第57条第2項の規定に基づき、外国人留学生(以下「留学生」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入学)

第2条 校長は、留学生に対して、原則として第3学年以下に入学を許可する。

(教育課程)

第3条 留学生の教育課程は、函館工業高等専門学校教育課程等に関する規程(平成30年3月1日制定。以下、「教育課程等規程」という。)第2条の規定にかかわらず、特別に編成することができる。

2 前項に定める特別に編成する教育課程は、別表に掲げる授業科目について、特別に編成するものとし、その学習をもって通常の教育課程の一部の履修に代えることができるものとする。

(グローバルセンター)

第4条 留学生の受入れ及びその他必要な事項の審議は、函館工業高等専門学校グローバルセンターが行う。

(指導教員)

第5条 留学生の学習及び生活等に関し、一貫した指導を行うため、各留学生に指導教員を置く。

2 指導教員は、校長が委嘱する。

(チューター)

第6条 留学生の学習及び生活等に関し、相談に応じ必要な助言等を行うため、各留学生にチューターを置く。

2 チューターは、校長が学生の中から委嘱する。

(授業料等)

第7条 国費留学生に係る授業料，入学料及び検定料は徴収しない。

(庶務)

第8条 留学生に関する事務は，総務課及び学生課総合学生支援センター事務室が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は，校長が別に定める。

附 則

この規程は，平成元年12月18日から施行する。

附 則

この規程は，平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成11年12月22日から施行する。

附 則

この規程は，平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月11日函高専達第32号)

この規程は，平成28年4月11日から施行し，平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成29年4月10日函高専達第46号)

この規程は，平成29年4月10日から施行し，平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成31年2月22日函高専達第22号)

この規程は，平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月22日函高専達第6号)

この規程は，令和4年1月1日から施行する。

## 別表

	教育課程等規程別表に定める授業科目		留学生に対し特別に編成する授業科目		
学年	授業科目名	単位数	授業科目名	単位数	備考
3 年	国語総合Ⅱ	2	日本語	6	
	現代社会	2	生産システム機	2	生産システム工学科
	総合英語ⅢA	1	械演習Ⅰ		機械コースのみ
	総合英語ⅢB	1	生産システム電	2	生産システム工学科
	コミュニケー	1	気電子演習Ⅰ		電気電子コースのみ
	ション英語Ⅲ		生産システム情	2	生産システム工学科
	基礎コミュニ	1	報演習Ⅰ		情報コースのみ
ケーションⅡ		物質環境工学演	2	物質環境工学科のみ	
			習Ⅰ		
			社会基盤工学演	2	社会基盤工学科のみ
			習Ⅰ		
4 年	英語演習ⅠA	1	日本語	2	
	英語演習ⅠB	1	日本事情	2	
	社会人基礎力	1	生産システム機	1	生産システム工学科
	演習Ⅰ		械演習Ⅱ		機械コースのみ
	選択必修科目	2	生産システム電	1	生産システム工学科
			気電子演習Ⅱ		電気電子コースのみ
			生産システム情	1	生産システム工学科
		報演習Ⅱ		情報コースのみ	
		物質環境工学演	1	物質環境工学科のみ	
		習Ⅱ			
		社会基盤工学演	1	社会基盤工学科のみ	
			習Ⅱ		